

神戸市経営改善計画策定促進補助金交付要綱

令和4年5月11日 経済観光局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、厳しい経営環境におかれている市内中小法人等の経営改善を促進するため、早期経営改善計画及び経営改善計画の策定経費の一部を神戸市経営改善計画策定促進補助金（以下、「補助金」という）として予算の範囲内で交付するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助金の交付対象者)

第2条 この要綱において補助金の対象となる者は、国の「経営改善計画策定支援事業」により兵庫県中小企業活性化協議会から費用補助を受けた者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の申請時点において、市内に本店等の所在地を置くこととする登記をしている法人または市内に住所を有する個人であり、引き続き市内で事業を営むことが確実に認められること。
- (2) 神戸市市税条例に定める市税に滞納及び未申告の税額がないこと。
- (3) 令和4年4月1日以降に兵庫県中小企業活性化協議会へ早期経営改善計画策定支援事業または経営改善策定支援事業の利用申請を行っていること。

(不交付要件)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- (2) 政治団体
- (3) 宗教上の組織若しくは団体

(4) 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年3月条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員

(5) 兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条に規定する暴力団等と密接な関係を有する者

(6) 前各号に掲げる者の他、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

（補助金の交付対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、兵庫県中小企業活性化協議会が認定した早期経営改善計画又は経営改善計画の策定にかかる経費（伴走支援、金融機関交渉にかかる経費を除く）のうち、認定経営革新等支援機関に支払った経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、様式第1号の交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 宣誓・同意書（様式第2号）

(2) 認定経営革新等支援機関が兵庫県中小企業活性化協議会へ提出した業務別請求明細書の写し

(3) 兵庫県中小企業活性化協議会が発行する計画策定費用の支払に関する通知書の写し

(4) 経営改善計画を策定した場合でかつ兵庫県信用保証協会の補助を受けている場合に限り兵庫県信用保証協会が発行する経営改善計画策定費用補助の決定に関する通知書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 兵庫県中小企業活性化協議会が複数回補助する場合を除いて、申請は1回限りとする。

（宣誓・同意事項）

第7条 宣誓・同意書（様式第2号）の記載事項に宣誓又は同意し、その旨を記載した様式第2号を提出した者でなければ、補助金を交付しない。また、申請者が虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、市長は、当該申請者について補助金を交付しないことを決定でき、また、申請者が既に補助金の交付を受けていた場合は、市長は、交

付の決定を取消し、速やかに補助金を返還するよう求めることができる。

(審査)

第8条 市長は、第6条に規定する申請書類に基づいて申請内容の適格性等について審査を行い、交付要件を満たすことが確認できた場合は、次条に基づき、補助金の交付決定に係る手続を行う。ただし、市長は、申請者の申請が、交付要件を満たさないおそれがある場合は、次の各号の対応を行う。

(1) 市長は、申請者に対して、交付要件を満たすことが確認できる申請情報等の提出の依頼（以下「不備修正依頼」という。）を行い、必要に応じて事情聴取及び立入検査等を行う。申請者は、不備修正依頼を受け次第、該当する書類を速やかに市長に提出する、また、事情聴取及び立入検査等に協力する等の対応（以下「不備修正」という。）を行う。

(2) 市長は、申請者から提出された申請情報等が外形的に本要綱に定める内容を満たしたとしても、交付要件を満たさないおそれがあると認める場合には、申請者に対して、市長が必要と認める書類（以下「追加証憑」という。）を速やかに提出することの依頼（以下「追加証憑提出依頼」という。）を行うことができる。また、必要に応じて事情聴取及び立入検査等を行うことができる。申請者は、追加証憑提出依頼を受け次第、交付要件を満たすことが確認できる追加証憑を速やかに市長に提出する、また事情聴取及び立入検査等に協力する等の対応を行う。

(3) 市長は、申請者の申請が交付要件を明らかに満たさないと認める場合には、前2号にかかわらず、不備修正依頼又は追加証憑提出依頼を行うことなく、申請者に対して、期限を定めて、申請の取下げを依頼し、又は次条第3項に基づき不交付を決定することができる。

(4) 市長は、不備修正依頼又は追加証憑提出依頼を行ったにもかかわらず、申請者による速やかな不備修正又は追加証憑提出が行われなかった場合には、申請者に対して、期限を定めた不備修正依頼又は追加証憑提出依頼を行うことができる。市長は、期限内に申請者から交付要件を満たすことが確認できる申請情報等又は追加証憑が提出されなかった場合には、次条第3項に基づき、不交付の決定及び通知を行うことができる。

(補助金の交付・不交付)

第9条 市長は、第6条の申請があったときは、その内容を審査したうえで、補助金の交付の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。また、審査の結果、適当と認

めるときは、申請者に補助金を支払う。

2 市長は、前項の交付決定にあたり、条件を附することができる。

3 市長は、審査を経て申請者の申請が交付要件を満たさないと判断した場合（提出された基本情報等が真正なものではないと判断した場合を含む。）又は交付要件を満たすことが確認できないと判断した場合には、当該申請について不交付を決定する。また、不交付とする旨の通知を当該申請者に対して送付する。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、交付対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金を交付している場合において期限を定めて当該取消しに係る部分の補助金の返還を命じることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正行為により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 法令違反又は社会的信用を著しく損なう行為をしたとき。

(3) 市税を滞納したとき。

（不正受給等への対応）

第11条 無資格受給の恐れがある場合は、市長は、次の各号の対応を行う。

(1) 審査を行い不審な点がみられる場合その他の市長が必要と認める場合において、市長は必要な調査を行うことができる。この場合において、申請者等の関係者に対する、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等を行う。これらの調査を行った後、市長が当該関係者に対する対処を決定する。

(2) 調査の結果、申請者がその責めに帰すべき事由の有無にかかわらず無資格受給したことが判明した場合又は申請者が調査に応じなかった場合（調査のために提出を求めた書類を申請者が提出しなかった場合を含む。）には、市長は交付の決定の取消しを行うとともに、当該申請者に対し、期限を定めて、補助金の返還を求める。

2 補助金の不正受給に該当することが判明した場合は、市長は、前項の対応に加え、次の各号の対応を行う。

(1) 市長は申請者に対し、補助金規則第21条に定める方法により算定した加算金及び遅延利息の市への納付を求める。なお、加算金及び遅延利息に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(2) 不正受給が発覚した場合には、市長はこの旨及び申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表を行うことができる。

(3) 市長は、不正の内容等により、補助金の受給に関し犯罪事実があると思料するときは、不正に補助金を受給した申請者を告訴・告発する。

3 補助金は、市長が交付額を決定する贈与契約であり、原則として民法（明治 29 年法律第 89 号）が適用され、贈与契約の変更又は解除及び交付決定の取消しについては、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）上の不服申立ての対象とならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 11 日から実施する。

附則

この要綱は、令和 4 年 5 月 31 日から実施する。

別表第 1

区分	補助金の額
早期経営改善計画	37,500円を超えない範囲で、交付対象経費から交付対象経費に対する他の補助制度等の補助額を除き、当該額からこれにかかる消費税額を差し引いた額を2で除して得た額（その額に百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）
経営改善計画	400,000円を超えない範囲で、交付対象経費から兵庫県信用保証協会の補助額及び交付対象経費に対する他の補助制度等の補助額を除き、当該額からこれにかかる消費税額を差し引いた額を2で除して得た額（その額に百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）